




平成 27 年 4 月 24 日

各 位

会 社 名  日本リーテック株式会社
代表者名 代表取締役社長 田邊 昭治
(コード番号 1938 東証第二部)
問合せ先 常務取締役 経営管理本部長
沼崎 良平
(TEL. 03-6880-2710)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 24 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。なお、改定箇所は下線で示しております。

記

内部統制システム構築の基本方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 日本リーテックグループは、コーポレートガバナンス体制の中において、コンプライアンス・マニュアルを設け、以下を定めている。
企業の役員、使用人が法令を遵守することは当然であり、社会の構成員としての企業人、社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められる。日本リーテックグループは、この観点から社会規範及び倫理並びに法令等厳守することにより、公正かつ適切な経営の実現を図る。
- ② 日本リーテックグループ各社の取締役は、この実践のための経営の基本方針をはじめ企業行動規範及び日本リーテックグループ各社の倫理方針に従い、日本リーテックグループ全体における法令並びに企業倫理の遵守と浸透を図る。
- ③ 当社はコンプライアンス責任者として担当取締役を任命し、日本リーテックグループとしてのコンプライアンス体制の整備並びに問題点の把握に努める。

(2) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、経営の基本方針の他、コンプライアンス・マニュアル及び日本リーテックグループ各社の倫理方針を含めた実践的運用と徹底を行うとともに、経営環境の変化や内外の定期的な情報収集等により整備・改善を行う体制を構築する。また、業務執行担当取締役に日本リーテックグループ各社の使用人に対するコンプライアンス教育を行わせる。
- ② 日本リーテックグループの使用人は日本リーテックグループ各社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、所属会社又は当社に報告する。コンプライアンス担当取締役は、当該報告された事実についての調査を指揮、監督し、代表取締役と協議のうえ必要と認める場合は適切な対策を講じる。
- ③ 日本リーテックグループにおける法令遵守上疑義ある行為等について、使用人が直接通報できる手段を確保すると共に通報者に不利益がないことを確保する。
- ④ 重要な通報については、その内容と会社の対処状況、結果について適切に日本リーテックグループの取締役、使用人に開示し周知徹底する。

- ⑤コンプライアンス担当取締役は、総務部を直轄する。総務部はコンプライアンス担当取締役の指示により、日本リーテックグループのコンプライアンス体制維持並びに業務執行状況の把握に努める。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録含む）その他重要な情報を法令及び社内規程に基づき適切に保存、管理する。
 - a. 株主総会議事録、b. 取締役会議事録、c. 取締役が主催するその他重要会議の議事録、
 - d. 取締役を決定者とする決定書類及び附属書類、e. その他取締役会が決定する書類
- ②取締役及び監査役は、常時上記①に示す文書等を閲覧できるものとする。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社の定めるコーポレートガバナンス体制におけるリスク管理体制を整備し、取締役会は企業価値を高め企業活動の持続的発展を実現することを脅かすあらゆるリスクに対処する。
- ②リスク管理体制整備のため、次の措置をとる。
 - a. リスク管理責任者として担当取締役を任命する。
 - b. リスク管理担当取締役は、リスク管理体制に基づき日本リーテックグループ全体のリスク管理体制の整備、浸透及び問題点の把握に努める。
 - c. 代表取締役を委員長とし、リスク管理担当取締役及び有事に係る業務執行担当取締役、その他必要な人員を構成とするリスク統括委員会を設置し、有事に際しては即時、適切かつ迅速に対応する。
- ③上記のほか、事業の継続を確保するため、以下のリスク体制を整備する。
 - a. 事故、火災、自然災害等重大な損失を被るリスク
 - b. 取締役及び使用人の不適正な業務執行により重大な支障を生じるリスク
 - c. 基幹ITシステムが正常に機能しないことにより重大な被害を被るリスク
 - d. その他取締役会が極めて重大と判断するリスク

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①代表取締役及びその他の業務執行担当取締役については、社内規程に基づき業務の執行を行わせる。
- ②特定の事業部門ごとに責任を持つ執行役員への権限委譲を行うため執行役員制度を導入する。
- ③取締役会機能を強化し、経営効率を向上させるため、代表取締役及びその他の業務執行担当取締役、その他必要な人員により構成する経営会議を設ける。
- ④代表取締役及びその他の業務執行担当取締役に委任された事項については、社内規程による。なお、これらの規程は、法令の改廃があった場合及び職務執行の効率化が必要な場合、随時見直しをする。

(6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策の他、日本リーテックグループとしてのコンプライアンス・マニュアルを整備する。
- ②日本リーテックグループ各社の取引は、法令、会計規則、税法他社会規範に照らし適正なものでなければならない。
- ③代表取締役及びコンプライアンス担当取締役は、日本リーテックグループ各社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。この中には日本リーテックグループ各社の取締役に対し、取締役職務の執行に係る事項の当社への報告、情報の保存及び管理に関する体制の整備について指導を行うことも含まれる。
- ④当社監査部は、日本リーテックグループ各社における内部監査を実施し、日本リーテックグループ全体に亘る内部統制の有効性と妥当性を確保する。監査の計画、実施状況、結果はその重要度に応じ取締役会をはじめ経営会議に報告する。
- ⑤日本リーテックグループ各社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、不当請求等には毅然とした態度で臨むものとする。

(7) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役の職務を補助すべき使用人については、必要に応じて監査役の業務補助のための監査役補助者を置くことができる。

(8) **前号の使用人の取締役からの独立性並びに実効性に関する事項**

前号の補助者の独立性並びに実効性を確保するため、補助者は取締役の指揮命令に服さないものとし、人事異動、人事評価、懲戒処分は監査役会の承認を得なければならない。

(9) **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

①代表取締役及び業務執行担当取締役は、経営状況及び担当業務の執行状況の他、経営会議等重要な会議の内容について、定期的に監査役へ報告を行う。

②代表取締役及び業務執行担当取締役は、以下に定める事項について遅滞なく監査役へ報告を行う。

- a. 会社の信用を大きく低下させ、又はその恐れのある事項
- b. 会社の業績に大きく影響を与え、又はその恐れのある事項
- c. 安全、衛生、環境に関する重大な被害を与え、又はその恐れのある事項
- d. コンプライアンス・マニュアルに定める企業行動規範に反する行為で重大な事項
- e. その他日本リーテックグループ各社を含む上記 a から d に準ずる事項

③取締役及び使用人は、監査役が必要とする事項並びに日本リーテックグループ各社の業務及び財産状況を調査する場合は的確に対応する。

(10) **その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制**

①監査役の過半数は社外監査役とし、対外透明性を確保する。

②監査体制の実効性を高めるため、監査役の監査環境を整備する。また、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等は速やかに行う。

③監査役は代表取締役との定期的な意見交換を開催すると共に、監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的監査業務の遂行を図る。

④監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けると共に情報交換を行うなど連携を図って行く。

(11) **信頼性のある財務報告を確保するための体制**

①財務報告の作成にあたっては、公正妥当な会計基準に準拠した経理規程を定める。

②信頼性ある財務報告を確保するための内部統制システムの整備状況及び運用状況を経営者自ら評価し、有価証券報告書内で内部統制報告書として結果報告を行うと共に、不備事項については適時に改善を実施する。

③財務報告における内部統制の役割について社内通知徹底を図るため、定期的な研修の実施を行う。

以上